

## 吉川市市民農園利用契約書

吉川市市民農園の利用について、吉川市（以下「甲」という。）と利用者（以下「乙」という。）とは、次の条項により利用契約を締結する。

（区画及び許可）

第1条 甲が乙に貸付ける農地は、吉川市市民農園第 区画( 0 m<sup>2</sup>)とし、許可書を乙に交付する。

（利用期間）

第2条 甲が乙に貸付ける期間は、令和 年 月1日から令和4年3月31日までとし、期間満了時までに乙は原状に復して整地するものとする。

（許可書の提示）

第3条 乙は、利用の際に許可書を持参し、甲から請求があったときこれを提示する。

（使用料）

第4条 使用料は、吉川市市民農園条例第7条のとおりとし、甲が指定する期限までに甲に納入する  
2 年度途中からの使用料は、年額を月割し、利用を開始する月の初日から当該年度の3月31日までの月数を乗じて得た金額として、これを甲が指定する期限までに甲に納入する。ただし、1円未満の端数は切捨てる。

（利用契約の解除）

第5条 次の各号に該当するとき、甲は利用契約を解除することができる。

- (1) 不正な手段によって利用したとき。
  - (2) 市民農園内に建物又は工作物などを設置したとき。
  - (3) 利用する農園を2ヶ月以上放置したとき。
  - (4) 営利を目的として農園を使用したとき。
  - (5) 他人の迷惑になるような行為をしたとき。
  - (6) 他人に農園を使用させたとき。
  - (7) 使用料が期限内に納入されないとき。
  - (8) 乙が利用契約の解除を申し出たとき。
  - (9) 野菜及び草花以外のものを作ったとき。
- 2 その他やむを得ない事情があるときは、契約期間中であっても、甲は本契約を解除することができる。なお、これに対し乙は、異議を述べないものとする。

（原状回復の義務）

第6条 乙は、第2条の規定により利用期間が満了したとき、又は前条の規定により解除されたときは、速やかに利用農地を原状に復し甲に返還する。

2 乙が、前項の義務を履行しないときは、甲において原状に復し、これに要した経費は乙の負担とする。

(放置作物等の処分)

第7条 甲は、前条の規定により利用農地が返還されないとき、乙の放置した作物等を処分することができる。

(損害賠償)

第8条 甲は、天災、盗難及び病虫害による乙の作物の損害に対し、その責任を負わない。

2 乙は、故意又は過失により農園の物件等を損傷したとき、これを弁償しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は返還しないものとする。ただし、管理上特に必要があるため甲が許可を取り消したときは、その全部又は一部を乙に還付する。

(契約以外の事項)

第10条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙、協議のうえこれを定める。

(行為の制限)

第11条 市民農園内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設などを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は花き農園などから植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (5) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外に車を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 用途外に使用すること。

この契約を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地  
甲  
氏名 吉川市  
市長 中原 恵 人

住所 \_\_\_\_\_  
乙  
氏名 \_\_\_\_\_